

JASSO 奨学金受給者（給付型奨学金）が「留学」する場合の手続き等について

2022.9.30 作成

2023.5.15 改

1. 「休学」して「留学」する場合（受給できません。）

JASSO 給付型を受給している学生が、休学して留学する場合は、その間の奨学金は「休止（留学）」する**必要があります**。

その場合は、奨学金担当窓口（学生支援課奨学支援係）にて「休止の異動願（届）」の様式を受け取り、必要事項を記入して提出してください。

なお、「休止（留学）」した期間は、支援を受けてる期間として通算されません。

2. 「休学」をせずに「留学」する場合

(1) JASSO 給付型を受給している学生

- ・原則、留学中継続して支給が認められます。
- ・留学中に「海外留学支援制度（協定派遣）」の利用をする場合は、併給が認められていないため、「停止の異動願（届）」を提出する**必要があります**が、この停めている期間も、支援を受けている期間に通算されますのでご注意ください。
- ・「官民協働海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム）」の支給を受ける場合は、継続して給付奨学金の支給を受けることができます。
- ・卒業期の延期が確定となるような留学は、給付奨学金は廃止となります。（3年終了時に卒業延期の有無を指導教員に確認します。卒業延期となった場合、4年次4月より廃止となります。交換留学をしても最短修業年限での卒業の可能性が残っている場合は廃止となりません）
- ・給付奨学金の期間延長はありませんので、給付奨学金は4年次3月で終了となり、この制度による5年目の授業料減免及び給付金はありません。（令和5年度より交換留学を理由に5年目を迎えた場合、大学独自の授業利用免除の申請が認められ場合があります。）

(2) JASSO 貸与を受給している場合

- ・留学中継続して支給が認められます。（留学支援制度を利用した場合を含む）
- ・第二種奨学金のみ、留学により最短修業年限（留年）を越える場合は、4年次12月までに申請することにより、延長（最大1年間）が認められることがあります。

上記以外のことで、確認したい点があれば学生支援課窓口までお越しください。